

議案第 23 号

城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例の一部
改正について

城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

(2026 年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例（平成26年城陽市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

現 行				改 正 後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
名称	担任する事務	委員 の定 数	委員 の任 期	名称	担任する事務	委員 の定 数	委員 の任 期
略				略			
城陽市 地域公 共交通 会議	道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域の実情に即した旅客輸送の確保その他の旅客利便の増進を図るために必要な事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20 人以 内	2年				
2・3 略				2・3 略			

附 則

この条例は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

提案理由

地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うための法定協議会を設置するにあたり、現行の城陽市地域公共交通会議を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略

参考資料

城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例の一部 改正条例要綱

1 改正の概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく法定協議会については、現行の地域公共交通会議と同じ「地域公共交通」を協議対象とする会議体であり、必要とされる委員構成もほぼ同様である。

については、両機能を兼ねる新たな会議体を設置し、城陽市地域公共交通会議を廃止するため、市長の附属機関から除くもの。

2 今後の対応

城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例の一部改正とともに、城陽市地域公共交通会議規則を廃止する。

法定協議会の運営等に関する規定については、別途、法定協議会において規約等を定める。

3 施行期日

令和8年(2026年)4月1日